

(お知らせ)

平成29年9月7日
京都市行財政局
〔担当 コンプライアンス推進室〕
TEL 222-4069

京都市公正職務執行審議会の開催結果について

平成29年9月6日(水)に開催しました平成29年度第1回京都市公正職務執行審議会の結果について、下記のとおりお知らせします。

記

1 日 時

平成29年9月6日(水) 午前10時～11時30分

2 場 所

ホテル本能寺 5階「祇園」

3 出席者

委員 安保千秋, 大西啓子, 梶谷正, 高木光, 中西たえ子(敬称略, 五十音順, 裏面参照)
京都市 監察監 長谷川一樹, 行財政局コンプライアンス推進室長 西邑昭裕 ほか

4 議事内容

(1) 京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例に基づく要望等及び不正な要望等の状況について

平成28年度における要望等の件数(総数7, 527件)及び傾向等について報告した。

また, 平成28年度に生じた「不正な要望等及び不正な言動を伴う要望等」に該当する事案2件(事案の概要については別紙参照)について報告し, 委員から意見をいただいた。

【委員からの主な意見】

- ・ 要望などの類型について, 行政分野別に分類しているが, その時々々の市政上の重要課題の観点から分類するのも一つの方法ではないか。
- ・ 別紙【2】の事案について, 市民向けの通知書や案内等への記載事項を工夫することで, 窓口でのトラブルを未然に防ぐ方法を検討すべき。

(2) 本市におけるコンプライアンスの推進に関する取組について

本市におけるコンプライアンスの推進に関する取組として, 公務外非行の根絶及び事務処理誤りの防止策について, 委員から意見をいただいた。

【委員からの主な意見】

- ・ 事務処理誤りについて, 個人情報への取扱いは極めて重要であり, 極力なくす取組を進めるためにも, 発生した事例の詳細な分析(所属, 職位, 職種, 発生時間帯等)を行うことで, 今後の再発防止の参考にすべきである。
- ・ 飲酒運転を根絶するため, 飲酒による影響等について, 改めて職員への周知徹底をすべきである。懲戒処分件数自体は減少傾向にあるので, 引き続き, 継続的な取組が必要である。

京都市公正職務執行審議会委員名簿

<任期：平成27年10月1日～29年9月30日>

(敬称略・五十音順)

氏 名	役 職 等
◎安保 千秋 (あぼ ちあき)	弁護士
大西 啓子 (おおにし けいこ)	特定非営利活動法人きょうとグリーンファンド事務局長
梶谷 正 (かじたに ただし)	元京都府警察本部総務部長
高木 光 (たかぎ ひかる)	京都大学大学院法学研究科・法学部教授
中西 たえ子 (なかにし たえこ)	株式会社 鼓月 取締役会長
○成田 秀樹 (なりた ひでき)	京都産業大学法学部教授

※ 氏名左の◎は会長，○は副会長を示す。

不正な要望等及び不正な言動を伴う要望等の事案の概要と講じた措置について
【1】

年月日	平成28年6月
事案の概要	<p>公衆トイレの改修工事において、地元の窓口を自称する近隣の暴力団事務所の構成員である要望者から職員が、「事前に地元調整なく、工事をしてはならない。まず地元周知をせよ。」「正午から13時までは作業しない等、地元で取り決めたルールを守れ。」「現場に貼り出すべき掲示物（建設業の許可票、労災保険関係成立票、建退共加入）がなく、防音対策も貧弱であり、手抜き工事ではないか。業者を厳しく指導して参加停止にしろ。」「要望が満たされなければ、改修工事を再開してはならない。また、今後着工予定の公衆トイレの改修にも着手してはならない。」との要望、威圧を受けたため、一時、工事を中断する事態となった。</p> <p>その後、掲示物の不備等を解消するとともに、近隣住民に対して工事の周知を行ったうえで、工事を再開し、当初予定よりも遅れて供用を開始した。</p>
講じた措置内容及びその後の状況	<p>所轄警察署へ相談したところ、同署から職務強要罪での立件、逮捕及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第11条に基づく中止命令の発令等を視野に入れ、調書作成への協力要請があった。</p> <p>また、後日、同署に対して被害届を提出した結果、要望者は職務強要罪により逮捕された。</p> <p>その後、釈放の際、所轄警察署長から要望者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第11条に基づく中止命令が出された。</p>

【2】

年月日	平成28年11月
事案の概要	<p>要望者は高額療養費の支給申請のために来所された際、国民健康保険料に滞納があったため、係長級職員が、還付対象の高額療養費を滞納保険料に充当すること及び滞納保険料の納付計画を相談する必要があることを説明したところ、「保険料をまけてほしい。延滞金をまけてほしい。抜け道があるはずなので教えてほしい。」との申出を繰り返し行った。</p> <p>今後の延滞金の増加を止めるための制度を教示したうえで、要望については応じられない旨を説明したところ、「職員の態度が悪い、サービスがなってない」と怒り始めた。</p> <p>要望者はスマートフォンを使用し、「動画を撮影する」と主張し、机を叩き、区長を呼べと主張、立ち上がって大声を出し始めた。</p> <p>また、実際に動画の撮影を始めた。</p> <p>その後、課長級職員が制止するも聞き入れず、係長級職員が持っていた書類を奪って持ち去ろうとした。</p>
講じた措置内容及びその後の状況	<p>直ちに所轄警察署に通報するとともに、職員数名が要望者を制止して逃亡を阻止したが、要望者は書類の返却に応じなかったため、係長級職員が書類を取り上げた。</p> <p>警察官到着後も、要望者は引き続き、大声で職員が暴力をふるったと主張した。その後、警察官立ち合いのもと、要望者は最終的に「書類を奪ったのは悪かった。暴力を受けたとの訴えはしない。」と謝罪し、納付相談に応じることを約束した。また、撮影していた動画については、要望者が削除し、課長級職員が削除したことを確認した。</p>